

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 3 月 29 日 (火) 第 298 号 の 5



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 川内地区環境大気保全措置実施要綱の一部を改正する要綱 (※) (環境保全課取扱い) 1
- 鹿児島県保健医療計画の変更 (保健医療福祉課取扱い) 1

### 県立病院局企業管理規程

- 鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 1

## 告 示

### 鹿児島県告示第318号

川内地区環境大気保全措置実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

川内地区環境大気保全措置実施要綱の一部を改正する要綱

川内地区環境大気保全措置実施要綱 (昭和50年鹿児島県告示第440号) の一部を次のように改正する。

第 4 の表寄田局の項中「寄田局」を「薩摩川内局」に、「薩摩川内市寄田町字吹揚 4 番地 1」を「薩摩川内市御陵下町字八牟田2742番 2」に改める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 29 日から施行する。

### 鹿児島県告示第319号

医療法 (昭和23年法律第205号) 第30条の 6 第 1 項の規定により、鹿児島県保健医療計画 (平成30年 3 月 30 日鹿児島県告示第434号をもって公示) の一部を別冊のとおり変更し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

(「別冊」は、省略し、鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課、各地域振興局保健福祉環境部健康企画課、地域振興局保健福祉環境部の各支所、各支庁保健福祉環境部健康企画課及び支庁の各事務所並びに鹿児島市保健所に備え置いて縦覧に供する。)

## 県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

### 鹿児島県立病院局企業管理規程第 5 号

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の2を次のように改める。  
第1号様式の2（第5条関係）

規 格 縦5.5センチメートル  
横8.6センチメートル

<b>診 察 券</b>							
ふりがな							
氏 名							
			年	月	日生		
公 費 負 担 申 請 期 間							
. . . ~ . . .				. . . ~ . . .			
<b>県立始良病院</b>							

附 則  
この規程は、令和4年4月1日から施行する。